車体の形状	構造要件	留意事項
広報車	国、地方自治体、公益社団法人、公益財団法人又は電	・広報業務を伴って使
	気、ガス等の公益企業(公益企業の団体を含む。)が、	用する必要最小限の
	施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用	道具等を積載するた
	する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を	めの最大積載量
	満足しているものをいう。	500kg 以下の装置
	なお、用途区分通達4-1 (3) ②の規定は、本車体	は、この場合の物品 積載設備と見なさな
	の形状には適用しないものとする。	いものとする。
	1 広報を行うための設備(以下「広報設備」という。)	・国、地方自治体が使
	を有すること。	用者となる場合にあ
	2 広報するための者の用に供する座席を有する場合に	っては、その者が使
	は、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以	用者となることを委
	上の空間を有すること。	任状等の書面により
	3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、	確認を行うものとす る。
	車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に	・3。 ・国、地方自治体以外
	固定された拡声器により、車室外に放送できること。	が使用者となる場合
	4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用	にあっては、当該自
	者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。	動車の使用者が、公
	3 物血傾取成腑を有していないこと。	益社団法人、公益財
		団法人又は公益企業
		である場合には、当該法人等の定款等で
		としている書面の写
		しの提出を求めるも
		のとする。なお、当
		該自動車の所有者が
		広報車として道路運
		送車両法第 71 条に
		規定する予備検査を受ける場合において
		は、交付申請時に当
		該書面の写し(国、
		地方自治体が使用者
		となる場合にあって
		は、委任状等)の提
		出を求め確認を行う
		ものとする。
		・車体両側面への表示文字は、一辺が
		8cm以上の大きさで
		あり、かつ、容易
		に消えないもので
		地色と同色でない
		こと。